

参 考 資 料

- 【資料 1】 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会会則
- 【資料 2】 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会推進体制
- 【資料 3】 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項
- 【資料 4】 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 開催基本方針
- 【資料 5】 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 広報基本方針
- 【資料 6】 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 広報基本計画
- 【資料 7】 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
県民運動基本方針
- 【資料 8】 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
県民運動基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会会則

令和5年7月11日
設立総会決定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会（以下、「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、日南市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 日南市を代表する者
- (2) 日南市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、日南市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下、「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
 - 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
 - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果必要に応じて次の総会に報告する。
 - （1）総会から委任された事項に関すること。
 - （2）専門委員会の設置及びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - （3）総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - （4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
 - 9 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、日南市産業経済部観光・スポーツ課内に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和5年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 準備委員会の令和5年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和6年3月31日までとする。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会推進体制

総会【審議・議決】 ※第11条関係

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 競技会の開催運営に関する基本方針 | (4) 予算及び決算 |
| (2) 会則の制定及び改廃 | (5) 常任委員会に委任する事項 |
| (3) 事業計画及び事業報告 | (6) その他重要な事項の審議・決定 |

委任



報告

常任委員会【審議・決定】 ※第12条関係

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 総会から委任された事項 | (3) 総会を招集するいとまがない緊急事項 |
| (2) 専門委員会の設置・付託・委任事項 | (4) その他委員長が必要と認める事項 |

付託・委任



報告

専門委員会【調査・審議】 ※第13条関係

常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告

※第1回常任委員会にて審議・決定するため現段階では予定

- 総務企画委員会：総合計画、財務、広報、市民協働、歓迎、接伴など
- 競技式典委員会：競技会場、施設整備、式典など
- 宿泊衛生委員会：宿泊、医事、食品環境衛生など
- 輸送交通委員会：輸送、交通、警備、消防防災など

準備委員会事務局

日南市産業経済部観光・スポーツ課内

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

令和5年7月11日
第1回総会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会会則
第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 開催基本方針

平成 29 年 10 月 30 日
第 1 回 総 会 決 定
令 和 元 年 7 月 1 日
第 3 回 総 会 改 正

1 基本方針

宮崎県は、温暖な気候や恵まれた自然、快適なスポーツ環境を生かしたスポーツチームのキャンプや合宿を通して、多くの選手や観光客が訪れるなど、スポーツが地域振興の大きな柱となっています。

第 81 回国民スポーツ大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会は、「スポーツの持つ力と可能性」により、広く県民に元気・勇気・感動を与え、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会を目指します。

この大会の開催を契機として、競技力の向上や地域スポーツの普及・振興を図り、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組むとともに、障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加を進めます。

また、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信するとともに「スポーツランドみやざき」の全県展開など、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進します。

2 実施目標

(1) 「チームみやざき」で創りあげる大会

スポーツを「する」、「みる」、「支える」など、県民がそれぞれの立場で大会に関わり、競技会はもちろん、県民運動や文化プログラム等により、大会の開催機運を盛り上げる県民総参加型の大会を目指します。

(2) スポーツの素晴らしさを体感できる大会

指導者の養成やアスリートの育成など、計画的かつ継続的な競技力の向上を図るとともに、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指します。

(3) 宮崎県の魅力を全国に発信する大会

神話や伝統文化、豊かな自然や食に加え、充実したスポーツ環境など、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信します。

また、来県する皆様を“おもてなしの心”で温かく迎え、県民とのふれあいや感動の共有による心の絆を深める大会とします。

(4) 「未来のみやざき」づくりを進める大会

大会の開催を契機として、スポーツの拠点づくりや地域活性化、スポーツ文化の醸成、さらには「スポーツランドみやざき」の全県展開などに取り組み、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進します。

(5) 共に支え合う社会づくりを進める大会

スポーツを通じた交流の拡大や障がい者が主体的にスポーツに取り組む環境の整備を図ることで、障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を推進するとともに、誰もが互いに尊重し、支え合って生きる社会づくりに貢献する大会とします。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 広報基本方針

令和元年7月1日
第3回総会改正
平成31年1月31日
第3回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の広報活動は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会を目指すとともに、大会開催と宮崎の魅力を全国に発信するために、次のとおり実施する。

- 1 県・市町村、関係機関・団体及び企業等の多様な主体との連携・協働のもと、各種の広報媒体を計画的かつ効果的に活用し、大会の積極的な広報に努める。
- 2 報道機関との連携や多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、神話や伝統、豊かな自然や食に加え、充実したスポーツ環境など、宮崎の多彩な魅力を全国に発信する。
- 3 大会を象徴し、広く県民に愛されるような愛称・スローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、大会開催の機運を高める。
- 4 大会の記録映像及び記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめ、大会開催の成果を「未来のみやざき」づくりにつなげる。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
(宮崎県) 広報基本計画

令和元年 7 月 1 日
第 3 回 総会 改正
平成 31 年 1 月 31 日
第 3 回 常任委員会 決定

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の広報活動については、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。

- (1) 愛称・スローガンの制定及び普及
- (2) マスコットの制定及び普及
- (3) イメージソング等の制定及び普及

2 各種広報物による広報

各種広報物の作成や既存の広報誌等を活用した、積極的な広報活動を展開する。

- (1) 広報紙の発行
- (2) ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成
- (3) 大会ガイドブック等の作成
- (4) 県・市町村、関係機関・団体及び企業等の刊行物（広報誌等）の活用
- (5) 広報グッズ等の作成

3 屋外広告物による広報

広告塔や横断幕等を設置して大会開催の広報を実施する。

- (1) 広告塔、歓迎塔等の設置
- (2) のぼり、横断幕、懸垂幕等の設置
- (3) 案内板、カウントダウンボード等の設置

4 多様なメディアによる広報

報道機関との連携及び多様なメディアの活用により、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。

- (1) 新聞、テレビ、ラジオ等による広報活動の推進
- (2) 県・市町村、関係機関・団体及び企業等の広報活動の活用
- (3) ホームページやソーシャルメディア等による広報活動の推進

5 イベント等による広報

大会開催までの節目などにおいてイベントを開催するとともに、各種イベントと連携した広報活動を実施する。

- (1) 開催内定イベント、開催決定イベント等の開催
- (2) 県・市町村、関係機関・団体及び企業等において実施する各種イベントにおけるPR活動等の実施

6 映像による広報

PR映像を活用した広報を実施する。

- (1) 広報用映像の制作及びインターネット等での公開
- (2) 前回大会（日本のふるさと宮崎国体）や先催県の大会映像（DVD等）の貸出

7 記録映像等の制作

大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。

- (1) 大会記録映像（DVD等）の制作
- (2) 大会記録写真集の制作

8 参加章等の作成

大会の開催を記念し、参加章や記念章等を作成する。

- (1) 参加章、記念章の作成
- (2) 記念グッズ等の作成

9 その他

その他、広報基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。__

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
県民運動基本方針

令和 2 年 2 月 17 日
第 5 回常任委員会決定

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の県民運動は、「スポーツの持つ力と可能性」により、広く県民に元気・勇気・感動を与え、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会の実現を目指して、次の方針に基づき展開する。

この大会の開催を契機に、スポーツの普及・振興を図り、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組むとともに、本県の多彩な魅力の発信やスポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進する。

- 1 すべての県民が、大会やイベント、ボランティア活動などに主体的に参加し、地域が一体となって大会を盛り上げる。
- 2 すべての県民が、来県者等を“おもてなしの心”で温かく迎える。
- 3 すべての県民が、スポーツとの関わりを通じ、スポーツの素晴らしさを体感し、生涯にわたりスポーツ活動に親しむ。
- 4 すべての県民が、来県者等との交流を通じて、宮崎県の多彩な魅力を全国へ向けて発信する。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
県民運動基本計画

令和 4 年 8 月 22 日
第 10 回常任委員会決定

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、次の具体的取組により、大会開催に向けた全県的な県民運動を推進する。

- 1 すべての県民が、大会やイベント、ボランティア活動などに主体的に参加し、地域が一体となって大会を盛り上げる。
 - (1) 総合開・閉会式の運営や出演、炬火イベント等への参加
 - (2) 競技会場での観戦や選手の応援
 - (3) ボランティア活動への参加
 - (4) 募金や企業協賛による協力

- 2 すべての県民が、来県者等を“おもてなしの心”で温かく迎える。
 - (1) 明るい挨拶と親切、丁寧な対応で来県者を歓迎
 - (2) たくさんの花ときれいな町づくり
 - (3) のぼり旗や横断幕、案内看板等による歓迎・応援
 - (4) 郷土料理や御当地グルメ、特産品でのおもてなし

- 3 すべての県民が、スポーツとの関わりを通じ、スポーツの素晴らしさを体感し、生涯にわたりスポーツ活動に親しむ。
 - (1) デモンストラーションスポーツや各種スポーツ大会・イベント等への参加
 - (2) 県内で行われる各種スポーツ大会・キャンプ等の観戦や応援
 - (3) ライフステージに応じた日常的なスポーツ活動の実践

- 4 すべての県民が、来県者等との交流を通じて、宮崎県の多彩な魅力を全国に向けて発信する。
 - (1) 豊かな自然や歴史、文化、食などの宮崎の多彩な魅力紹介
 - (2) 地産地消の推進や宮崎の郷土料理、御当地グルメ等の紹介
 - (3) 地域ブランドの積極的な P R

参考資料

推進スケジュール（予定）

年 度	主 な 事 業 内 容
令和4年度 (2022年度) 【5年前】	[開催内定] <ul style="list-style-type: none"> ・県民運動基本計画策定 ・県民運動アクションプログラム策定
令和5年度 (2023年度) 【4年前】	<ul style="list-style-type: none"> ・募金開始 ・各種県民運動の開始
令和6年度 (2024年度) 【3年前】	[開催決定] <ul style="list-style-type: none"> ・企業協賛開始 ・情報支援ボランティア募集・登録開始 ・広報ボランティア募集・活動開始
令和7年度 (2025年度) 【2年前】	<ul style="list-style-type: none"> ・情報支援ボランティア養成開始 ・大会運営ボランティア募集・登録開始・養成開始
令和8年度 (2026年度) 【1年前】	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会での実践活動
令和9年度 (2027年度)	[開催年] <ul style="list-style-type: none"> ・本大会での実践活動

県民運動基本方針・基本計画に基づく活動の推進